－今号の目次－

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援給付金の取扱いについて（内閣府等） 2

◆ 保育所における差別・偏見の禁止に関する政府広報について

（厚生労働省） 3

◆ 新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について（厚生労働省） 4

◆ 学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の情報提供について

（厚生労働省） 5

◆ 「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」 等に関するQ&Aについて（厚生労働省） 6

◆ 「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」に関するQ&Aの送付について（厚生労働省） 7

◆ 「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について

（厚生労働省） 8

◆ 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集（厚生労働省） 9

**◆新型コロナウイルス感染症拡大に伴う子ども・子育て支援給付金の取扱いについて（内閣府等）**

令和2年4月17日、内閣府・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市地域子ども・子育て支援事業担当部局宛に発出しました。

「延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業」について、居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスをしているものとして、交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととされています。

これは、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、同様の取扱いとすることが示されています。

感染拡大防止のため登園自粛要請が続く中で、在宅で生活する子ども・保護者に対してできる支援とは何かが問われています。見守りや相談支援など、緊急事態宣言の長期化も視野に入れ、保育所・認定こども園等において現況下でできる取り組みを考え、実践していく必要があります。

|  |
| --- |
| 1．延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業について  利用者の居宅等において見守りや相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスをしているものとして、交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。  （算定方法の例）  ・　施設における延長保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合  ･･･平均利用児童数算出の際に、休業していた期間を除いて算定する。  （例）平均利用児童数算出  週5日、1年間の場合：各週の最大利用児童数の合計／52週  2週間休業した場合：各週の最大利用児童数の合計／50週（▲2週）  ・　施設における一時預かり事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合  ･･･居宅訪問型の補助基準額を適用する。  （補助基準額）  利用時間4時間以上　児童1人当たり日額　9,000円  利用時間4時間未満　児童1人当たり日額　4,500円    ・　施設における病児保育事業を休業したが、利用者の居宅等において見守りや相談支援等を提供した場合  ･･･利用した児童数を年間延べ利用児童数に算入する。  2．子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業について  既に雇用していた職員の人件費など、実際に事業者の負担が発生する経費（他制度により助成されるものを除く。）については、市町村が必要と認める場合は交付金の対象とし、既に交付決定した費用の返還を求めないこととする。  （算定方法の例）  ・　事業の一部を委託して実施している場合において、委託先の事業者が事業の従事者を年間雇用していたが、年度途中において事業を休業することとなった場合  ･･･既に交付決定した額を上限として、「対象経費の実支出額」に、年間雇用した事業　の従事者の人件費等を計上することができる。  3．上記の取り扱いの留意点について  休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。  なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に多数の発症者がいる場合など、市町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「47」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆保育所における差別・偏見の禁止に関する政府広報について（厚生労働省）**

本ニュース前号（No.20-06）で既報のとおり、厚生労働省の4月17日付け事務連絡の発出後、令和2年4月24日、厚生労働省はあらためて標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局宛に発出しました。

本事務連絡は、医療従事者等の子どもの預かり拒否はあってはならないことであり、偏見や差別が生じないよう関係者の理解促進を図るものです。

政府は、政府インターネットテレビで、「人権への配慮について」の周知を開始しました。併せてご参照ください。

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg20588.html>

|  |
| --- |
| 保育所における差別や偏見の禁止については、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月17日付け事務連絡）においてお示ししたところであり、令和2年4月21日より政府広報（「新型コロナウイルス対策8」篇）においても周知されているところです。  この政府広報については、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が一部において指摘されている状況を踏まえ、このような偏見や差別が生じないよう関係者の理解促進を図るものであります。  もとより、新型コロナウイルス感染症については、一部の地域で感染の拡大が見られる中、令和2年4月10日の閣議後会見において厚生労働大臣からも発言があったように、保育所の開所のために御尽力をいただいている現場の皆様へ感謝申し上げているところです。国においても、保育所における感染拡大を防止するため、マスクや消毒薬等の購入にかかる費用を助成するなどの支援に努めてまいりますので、必要な保育の提供や、登園自粛や臨時休業により自宅にいる子どもや保護者への支援について、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「48」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について（厚生労働省）**

令和2年4月24日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市保育主管部局、地域子ども・子育て支援事業担当部局宛に発出しました。

本事務連絡は、児童福祉施設である保育所等において、新型コロナウイルス感染症対策のために、登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について示したものです。既述のとおり、在宅で生活する子ども・保護者への支援への一環として、特別な配慮を要する子ども・保護者への支援のあり方が問われています。市区町村とも連携の上、必要となるご対応をお願いします。

なお、認可外保育施設においても同様の取扱いとなるよう求めています。

|  |
| --- |
| 登園自粛や臨時休業の継続に伴い、子ども及びその保護者が自宅で過ごす期間も長くなることから、保育所等においては、保育等の実施責任を負う市区町村とも連携の上、必要に応じて保護者に対する相談支援を行うなど、必要な関与を継続していただきたいこと。  特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※）など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童については概ね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただきたいこと。  ※　要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「49」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の情報提供について（厚生労働省）**

令和2年4月24日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県指定保育士養成施設主管課宛に発出しました。

本事務連絡は、指定保育士養成施設における実習等の取扱いについて、追加の項目が示されたものです。

|  |
| --- |
| 問　コロナウイルス感染拡大に伴い、本来予定していた実習が出来なくなってしまった。この場合、どのように対応すればよいか。  （答）  ○　本年3月2日にお示しした事務連絡において、「実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。  問　コロナウイルス感染拡大に伴い、1クラス当たりの必要な学生数が満たせない。このような場合はどうすればよいか。  （答）  ○　本年3月2日にお示しした事務連絡において、「望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。」としているので、各養成校において適宜対応願いたい。  　なお、対面による授業を実施する場合は、感染拡大防止に最大限配慮すること。  ex）ｅラーニングによる授業の実施、合同授業での開催、補講の実施、レポート課題の実施 等  問　卒業までの実習が担保できない場合、どのようにすればよいか。また、仮に演習に代えることとした場合、必要な時間数や内容はどのようになるのか。  （答）  ○　実習を実施できない場合は、学内での演習等に代えることで、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えない。  ○　今回の対応については、あくまでコロナウイルス感染拡大に伴う実習の確保が困難となった場合の措置であり、実習に必要な時間の短縮や内容の省略化を認めたものではない。よって、この場合における時間数や内容については、実習シラバスと同内容となるようにすること。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「50」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆「社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日付け社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知）」 等に関するQ&Aについて**

**（厚生労働省）**

令和2年4月27日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局宛に発出しました。

本事務連絡は、通知「社会福祉施設における衛生管理について」の「大量調理施設衛生管理マニュアル」が適用されない社会福祉施設についても、可能な限りマニュアルに基づく衛生管理を求められていることから、次のQ&Aが示されています。

|  |
| --- |
| 問1　衛生管理通知では、「マニュアルは同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設に適用するものであるが、社会福祉施設における食中毒を予防するため、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り本マニュアルに基づく衛生管理に努められるよう管下の社会福祉施設に対して周知願いたい」とされているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合は、どのような対応が考えられるか。  ○　原材料の納入について  社会福祉施設における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされている。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることとして差し支えない。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「51」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て> 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

**◆「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」に関するQ&Aの送付について（厚生労働省）**

令和2年4月27日、厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県・指定都市・中核市社会福祉法人担当課宛に発出しました。

本事務連絡は、令和2年4月14日付けで「新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その2）」が示されていますが、その内容についての考え方について示したものです。

|  |
| --- |
| 問1　4月14日付け事務連絡の対象は、同日時点で緊急事態宣言の対象であった千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県以外の40道府県も含むと考えてよいか。  （答）  　お見込みのとおり。4月14日時点における緊急事態宣言下の都道府県に限らず、現に新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から業務に支障が生じている全国全ての社会福祉法人が対象となるものである。全国全ての所轄庁において、事務連絡を踏まえ、柔軟に対応されたい。  問2　4月16日付けで緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、当該事務連絡の取扱いに変更はあるのか。  （答）  　4月14日付け事務連絡は、そもそも全国を対象にしたものであるので、変更はない。  問3　4月14日付け事務連絡では、「現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合」とあるが、「支障」の要件は何か。また、事務連絡を適用するにあたっては、所轄庁から事前に了承を得ておく必要があるのか。  （答）  1　当該事務連絡における「支障」については、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から当該法人において執った措置であればよく、個別具体的な要件を設定しているものではない。  例えば、法人内での感染防止のため職員の出勤抑制を行ったことによる決算書類作成の遅延、外出自粛要請を受けての監事監査の延期等が考えられる。  2　また、当該事務連絡の適用にあたっては、上記の「当該法人において執った措置」について、所轄庁への事前協議等の手続きを必須としているものではない。 |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「2020年4月27日掲載」の一番下のPDFファイルをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報> 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html>

**◆「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施について（厚生労働省）**

令和2年4月27日、厚生労働省は標記通知を各都道府県知事・指定都市市長・児童相談所設置市市長宛に発出しました。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学校休業や外出自粛等により、虐待の発見や対応が難しくなっていることが懸念されていることを踏まえ、「子どもの見守り強化アクションプラン」を実施することを周知するものです。

様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を早期に発見する体制を強化するとともに、定期的に見守る体制を確保します。

保育所・認定こども園等においては、要保護児童対策地域協議会を中核とする支援対象児童等の定期的な状況の把握や、支援ニーズが高い子ども等を早期に発見するための見守り体制の強化について、職員による訪問を実施する際等において、協力が求められています。

|  |
| --- |
|  |

本文等の内容の詳細は下記ホームページの「2020年4月27日掲載」の一番上のPDFファイルをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報> 新型コロナウイルス感染症について > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html>

**◆****令和2年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集（厚生労働省）**

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などさまざまな取り組みを集中的に実施しています（平成16年度から実施）。

令和2年度も、この取り組みの一つとして、児童虐待問題に対する理解を国民一人ひとりが深め、主体的な関わりを持てるよう、意識啓発を図ることを目的として、標語の募集を行っています。詳細は、厚生労働省のホームページをご参照ください。皆さまからのご応募をお待ちしております。

|  |
| --- |
| ○　募集内容及び応募資格  ・募集内容  　　　　児童虐待問題に関し、児童虐待防止の趣旨を簡潔に表現し、国民一人ひとりの意識啓発を図るのにふさわしい、覚えやすい標語。  ・応募資格  　　　　特に制限はありません。どなたでも応募できます。  ○　募集期間  　　令和2年4月24日（金）から6月17日（水）。郵送の場合、当日消印有効。  ○　応募方法  　　詳細は、厚生労働省ホームページでご確認ください。  　　（郵送の場合）〒310-0004　茨城県水戸市青柳町 3896番地  　　　　　　　　　東水戸データーサービス株式会社　標語募集担当　宛  　　（電子メールの場合）[gekkan-hyougo@e-hds.com](mailto:gekkan-hyougo@e-hds.com)  　　　　　　　　　　　　メールの題名は「標語の応募」としてください。  ○　選定  　　1作品を最優秀作品（厚生労働大臣賞）として決定します。  ○　発表  　　最優秀作品は9月以降に本人へ通知するほか、厚生労働省ホームページなどで発表。  ○　表彰  　　　11月7日（土）に開催予定の「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」（高知県高知市）で、賞状を授与します（予定）。  　　　※新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止または延期する場合があります。  ○　標語の活用  　　　今回の募集により選定した標語（最優秀作品）は、国で作成する啓発ポスターに使用するほか、児童虐待防止推進月間に全国各地で実施される広報・啓発活動などで幅広く活用します。なお、著作権は厚生労働省に帰属します。 |

応募方法等の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2020年4月 > 令和2年度「児童虐待防止推進月間」の標語を募集します 期間は4月24日（金）から6月17日（水）まで

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203559_00006.html>